

湖北広域行政事務センター新施設建設用地公募要項

1. はじめに

湖北広域行政事務センター（以下「センター」という。）は、長浜市、米原市から排出される一般廃棄物を共同処理するため昭和40年に設立された一部事務組合（自治体）で、可燃ごみ処理施設、不燃・粗大ごみ処理施設、し尿処理施設（以下「一般廃棄物処理施設」という。）および斎場を設置・運営しています。

センターで設置・運営する各施設は市民生活に必要不可欠なものです。近年、経年劣化により施設の建物および機械設備の老朽化が著しく、また使用期限が定められているものもあります。こうした施設の整備については、第三者委員を構成メンバーとする「次期センター施設整備計画検討会」において検討を進め、「将来的な施設整備に当たっては、処理効率（経済面・環境面）を高め、住民の利便性を考慮した処理システムを検討する。」ことを含めた基本方針を平成26年2月（平成28年3月改訂）に策定しました。

この基本方針を踏まえ、センターでは現在管内各地に点在している一般廃棄物処理施設および斎場を一極集中型で順次整備していく方針とし、建設候補地の選定については、両市域のより多くの皆さんに关心を持っていただき、透明性の高い手法として、公募を実施していくこととしました。

2. 施設の整備方針

基本理念を遵守し、設備・維持管理の合理化による電力使用量と二酸化炭素排出量の抑制を図り、低炭素社会の推進に資する施設とします。さらに、ごみ焼却施設の熱回収エネルギーの有効利用による発電など循環型社会形成の推進に努め、環境にやさしい湖北地域の構築に貢献する施設とします。

また、住民の合意形成を確保しつつ施設の建替え用地を併せて整備することにより、各施設の継続的で効率的な定期更新を進めながら将来にわたってセンター施設の拠点とします。

【基本理念】

- 環境保全に配慮した安心な施設
- 安全で安定的な稼動ができる施設
- 循環型社会形成に貢献できる施設
- 省資源で省エネルギー、経済性に配慮した施設
- すべての利用者にやさしく、安心して利用できる施設
- 人生の終焉の場にふさわしい施設

【施設整備計画】

現施設の状況から「斎場」の整備を最優先に取り組み、順次、「汚泥再生処理センター」、「ごみ焼却施設・リサイクル施設」の順番で施設整備を行います。平成41年4月には全ての新しい計画施設が稼動するよう整備計画を策定し、各種法手続を行いながら測量や必要な調査を実施し施設の整備を進めます。

また、斎場については、廃棄物処理施設が隣接して施設運営されている事例もあることから、樹木による緩衝帯を設けることや視覚的に施設を分離できるような施設配置やそれぞれの利用者の動線が交わらないよう配慮した施設整備を行います。

【計画施設概要】

○ごみ焼却施設（熱回収施設）

処理能力：143 t／日（24時間）、処理対象物：センター管内で発生する可燃ごみ

○リサイクル施設（破碎選別施設、資源化施設）

処理能力：34 t／日（破碎選別 21 t／日、資源化 13 t／日）

処理対象物：センター管内で発生する不燃ごみ、粗大ごみ・資源ごみ

○汚泥再生処理センター（し尿処理施設）

処理能力：40kL／日、処理対象物：センター管内で発生するし尿・浄化槽汚泥等

○斎場

設置炉数：9炉

※施設規模については、「湖北広域行政事務センター一般廃棄物処理基本計画」（平成27年3月策定）および「湖北広域行政事務センター施設整備に関する基本方針」に基づくものであり、今後、策定予定の各施設の基本計画において施設規模を見直しする場合があります。

3. 応募の要領

【応募資格者】

長浜市、米原市の行政区域内にあって、次のいずれかの区分に該当する方の応募とします。

①建設応募用地の自治会（区）長による応募。

②建設応募用地が複数の自治会（区）にまたがる場合は、建設応募用地が該当するすべての自治会（区）長による共同応募。

③建設応募用地の土地所有者（個人、法人を含む）による応募。

④建設応募用地が複数人の土地所有者による場合は、建設応募用地が該当するすべての土地所有者による共同応募。

※応募対象となる自治会（区）とは、一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成され、住民相互の連絡、集会施設の維持管理など地域的な共同活動を行っている団体で平成28年4月1日現在に存在する自治会（区）を指します。

【応募の条件】

長浜市、米原市の行政区域内の土地で、以下のいずれの条件にも適合していることとします。

①概ね5.0ha（ヘクタール）の用地が確保できること。

②自治会（区）長・土地所有者のいずれの応募においても、応募しようとする用地の当該

自治会（区）内における合意形成がなされていること。（応募用地が複数の自治会（区）にまたがる場合は、用地が該当するすべての自治会（区）の合意形成が必要です。）

③建設応募用地の土地所有者の同意が得られること。

④建設応募用地は、買取りとする。なお、土地の買取価格は不動産鑑定評価額等を参考に算出する。また、応募用地に建設する施設の稼動期限は設けず、継続的な施設の運営・更新ができるここと。

⑤暴力団員による不法な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団もしくは暴力団員が所有する土地でないこと、および建設用地の応募を開始した時点以降に暴力団員等から所有権が移転した土地でないこと。

※上記の応募条件に適合していても、建設応募用地に関する地理的条件や形状、法令等による土地利用規制および周辺の整備状況により候補地とすることが困難な場合があります。詳しくは、P7の建設候補地の資格判定基準項目をご参照ください。

※必要な用地面積については、建設応募用地の地形や周辺の状況により増減する場合があります。

※建設応募用地の一部が公有地（国、県、市等が所有する土地）である場合は、建築物等の有無に関わらず事前にセンターまでお問い合わせください。

【応募時の必要書類】

(1) 必要書類

①応募申請書【別紙様式1-1, 1-2】

②応募用地位置図（縮尺1:5,000から1:10,000程度で建設応募用地の分かるもの）

③全体図（地番図、公図等を用い、土地登記簿に記載のある地番や建設応募用地の範囲および隣接の土地の地番が分かるもの）

④土地所有者意向状況一覧表【別紙様式2】および隣接土地所有者一覧表（境界確認用）
【別紙様式3】

⑤合意形成がなされた時の総会等の議事録【別紙様式4】および自治会（区）の会則（規則）

(2) 提出部数

上記の応募書類の原本1部および写し（コピー）2部の合計3部

【応募（募集）期間】

平成28年9月15日（木）～平成29年3月21日（火）

※土・日・祝日等（年末年始を含む）の休日を除く、平日の8時30分から17時15分まで

【応募書類の提出先および提出方法】

(1) 提出先

○湖北広域行政事務センター 施設整備課

滋賀県長浜市八幡中山町200番地 TEL: 0749-62-7146

(2) 提出方法

提出は、応募者本人もしくはその代理人が提出先へ持参するものとします。

4. 選定方法

応募期間終了後、有識者や公募委員等で構成する新施設建設候補地選定委員会において、応募者の資格、応募条件および建設候補地の資格判定基準項目の適合性を確認した後、所定の評価項目・評価基準に基づき透明性を確保しつつ、公平かつ厳正な選定評価を行いセンター管理者へ報告されます。

5. 候補地の決定

新施設建設候補地選定委員会からの選定評価結果報告書を基に、候補地をセンター管理者会議で決定します。

なお、候補地と決定された応募者へ速やかに決定通知を送付します。

6. 候補地決定後の提出書類

候補地決定通知を受けた後、速やかに次の書類を提出していただきます。

- ①候補地にかかる土地所有者の同意書【別紙様式5】
 - ②候補地にかかる権利関係者の同意書【別紙様式6】
 - ③納税証明書請求承諾書（土地所有者の地方税「市町村民税等」）【別紙様式7】
- 原本1部および写し（コピー）2部の合計3部

7. 覚書の締結

候補地決定通知後、土地所有者（権利関係者）の同意を確認できた時点において土地所有者、候補地自治会（区）と速やかに覚書を締結します。

※覚書では「土地の売買に関する事項」、「候補地として受け入れについての事項」、「センターの責務と候補地の役割」、「センターと候補地との協議をする場の設置」等について締結するものとします。

8. 施設建設地域への地域振興策

施設の設置自治会（区）に対して地域振興策（環境整備事業および地域活性交付金）により地域の環境整備や活性化を支援します。

環境整備事業は、施設の設置自治会（区）を対象に総額5億円を上限として実施します。

また、毎年、地域活性交付金を環境保全活動や自治会の交流事業等地域の活性化に関する事業に対して年間500万円（全施設稼動時）を上限とし、予算の範囲内で交付いたします。

※地域活性交付金は、各施設の整備（稼動）毎に増額し、斎場稼動時に年間150万円を上限、次の汚泥再生処理センター稼動時に年間300万円を上限、全施設稼動時に年間500万円を上限とします。

※設置自治会（区）とは、施設が存する自治会（区）です。

※地域振興策については、候補地決定後にセンターが、別途交付要綱等の策定を行い詳細を定めるものとします。

※環境整備事業並びに地域活性交付金は、対象となる自治会（区）が複数となる場合は、総額の上限額を対象自治会（区）で按分することになります。

※P 9 の（施設建設地域への地域振興策）をご参照ください。

9. 地域振興策の実施期間等

環境整備事業については、建設候補地の用地買収が完了し、予算措置が講じられた年度を初年度として概ね 10 年以内の事業とします。自治会（区）との年度ごとの実施事業の協議に基づき予算の範囲内で交付していきます。

地域活性交付金については、最初に建設を行った施設の稼動開始年度を初年度として施設が稼動する期間交付します。

10. 説明会の開催

新施設建设用地応募を検討される応募資格者対象の全体説明会を下記のとおり開催します。

○開催日時 平成 28 年 9 月 25 日（日） 午前 9 時から

○開催場所 湖北広域行政事務センター 管理棟 2 階 研修室（長浜市八幡中山町 200 番地）

また、上記の説明会以外にも、新施設建设用地応募を検討される自治会（区）に対して、個別説明会の開催を随時受け付けます。湖北広域行政事務センター施設整備課（TEL：0749-62-7146）まで連絡をお願いします。日程等調整のうえ説明会を開催させていただきます。

11. 施設見学会の開催

現センター施設の見学を希望される自治会（区）や土地所有者に対しては、随時見学を受け付けますので事前に湖北広域行政事務センター施設整備課（TEL：0749-62-7146）まで連絡をお願いします。

12. 資料の掲載

公募に関する資料および必要書類の様式は、下記の場所で配布するほかセンターホームページに掲載します。

（配布場所等）

長浜市八幡中山町 200 番地

湖北広域行政事務センター 施設整備課

ホームページ <http://www.kohoku-kouiki.jp/>

13. 相談窓口

応募に関する相談等は下記の連絡先にお問い合わせください。

湖北広域行政事務センター 施設整備課

TEL 0749-62-7146

Email: seibi@kohoku-kouiki.jp

14. その他

候補地として比較評価するに当たり地質調査(ボーリング調査等)を行う場合があります。
また、この要項に定めのない事項が生じたときは、管理者が別に定めることとします。

■建設候補地の資格判定基準項目

次のいずれの項目にも適合していること。

①施設整備に必要な面積が確保できていること。

- ・概ね 5.0ha の建設応募用地にて各施設の配置が可能であること。

②平坦地の造成が容易にできること。

- ・建設応募用地の造成工事が大規模にならないこと。

③建設用地において、各種法令による規制がないこと、あるいはその影響が少ないとこと。

- ・各種土地利用規制の例（農業振興地域、保安林、文化財保護、河川区域、急傾斜地崩壊危険区域、都市計画法上の地域地区、景観計画重点区域ほか）

④ライフライン（上下水道、地下水および高圧受電(6,600V)）の確保ができること。

- ・下水道については公共下水道の処理分区内であること。もしくは、現在、農業集落排水施設の区域であっても今後、公共下水道に接続予定の計画区域であること。

⑤大型車両が通行可能な道路からの距離が短いこと。

- ・幹線道路からの距離が短く搬入道路の確保が可能のこと。

⑥土質、地質条件が良好なこと。

- ・施設建設に係る基礎工事等が大規模にならないこと。

■建設候補地として絞り込むための相対比較項目（案）

【施設整備に関する基本方針より】

- ①住居密集割合
- ②周辺諸施設との距離
- ③土地利用の状況
- ④関連施設との距離
- ⑤収集運搬の距離
- ⑥斎場施設への電力供給
- ⑦環境関連法規制への対応可能性
- ⑧地形・地質
- ⑨将来的な施設の改造、増築、建替え等への対応可能性
- ⑩両市との位置関係
- ⑪敷地周辺整備
- ⑫施設の維持管理
- ⑬建築物形状への制約の有無
- ⑭土地利用規制及び建設場所特有の立地規制との整合性
- ⑮周辺他施設における車両通行状況
- ⑯他市町との距離関係
- ⑰用地取得の実現性
- ※相対比較項目の評価

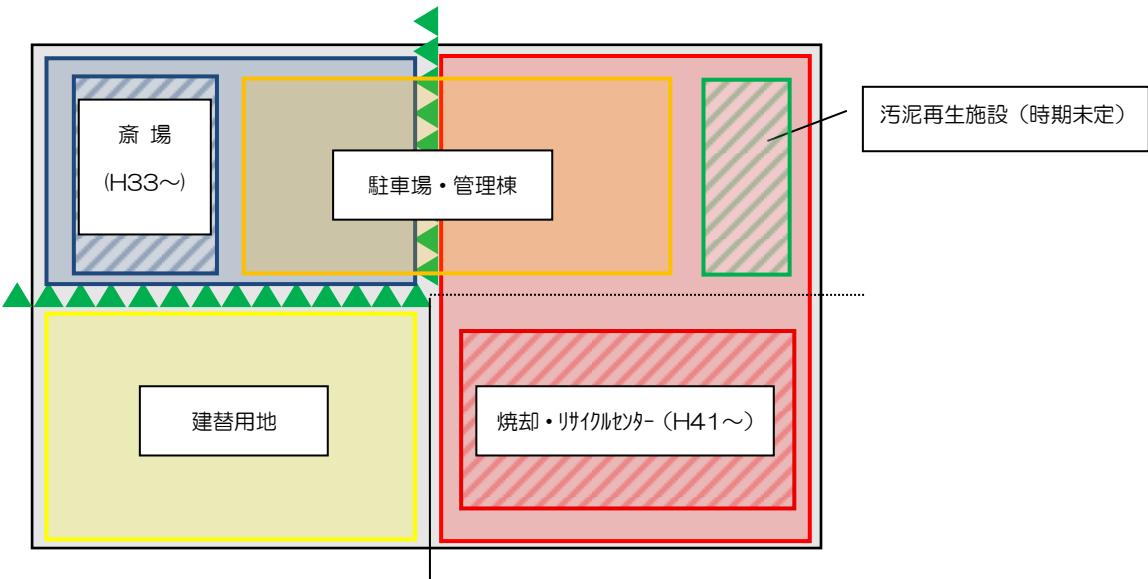
建設候補地として絞り込むための相対比較項目ごとに、評価指標、評価基準の考え方、評価基準を設定し、検討対象地の相対比較を行う予定です。設置予定の新施設建設候補地選定委員会において検討していただくため、現段階においては参考項目としてご理解ください。

(参考)

計画配置図（イメージ）

全体敷地面積 5.0ha

①斎場用地：1.4ha、②焼却・リサイクルセンター、汚泥再生施設用地：2.6ha、③建替用地：1.0ha



(参考)

類似施設の先進事例（外観）

【斎場】



【汚泥再生処理センター】



【焼却・リサイクルセンター】



【斎場】

滋賀県 湖南市浄苑（平成 27 年 6 月竣工）

【汚泥再生処理センター】

福井県 さかいクリーンセンター（平成 23 年 3 月竣工）

【焼却・リサイクルセンター】

岡山県 津山圏域クリーンセンター（平成 28 年 3 月竣工）